

新技術等実証制度（プロジェクト型サンドボックス）について

新技術等社会実装推進チーム
（規制のサンドボックス制度 政府横断一元的窓口）

1. 「規制のサンドボックス」とは

“まずやってみる！”



- 目指す新事業・新技術と、規制との関係が問題となる場合



- 期間や参加者を限定し「実証」を行う



- 実証でデータを集め、それを基に規制改革に繋げる



市場との対話・実証による政策形成

2. 現在の状況 <制度の設立を巡る背景事情>

- 規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない、**規制当局**
- 規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できない、**事業者**
- 現在の状況を打破し、新しい技術・ビジネスモデルを創出するためには早期の社会実証が不可欠。

現在の状況

規制当局

- 新しい技術等がよくわからない。
- 適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- リスクの程度がわからない。
- この計画は問題なさそうだが、認めると同様の要望を断れない。

→ 事業者に資料やデータの提出を求める。
→ 検討過程で追加的なデータを求めたり、方針が変わる。
→ 長期間回答を保留する。
→ 審議会で検討し、すぐには結論を出さない。
→ その間「規制適用の可能性」を留保。

事業者

- どの規制が関係あるかわからない。
- 規制に反しない方法がわからない。
- 実証できないのでデータがとれない（提出できない）。

→ 法令違反を恐れて実証に踏み切れない。
→ 見通しが立たず日本では諦める。

新技術等実証（プロジェクト型サンドボックス）制度

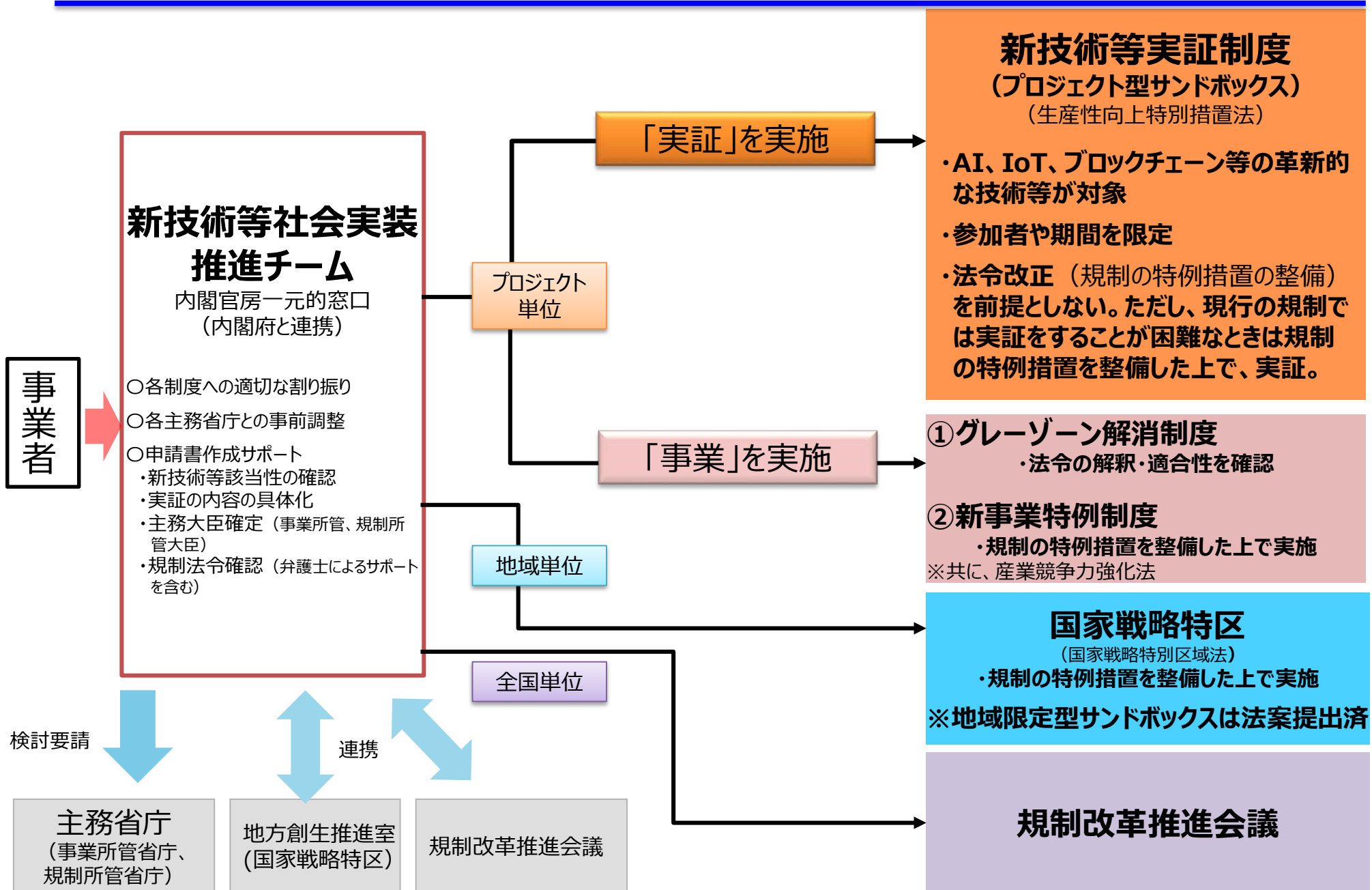
- **評価委員会**で新しい技術等について議論・意見。
- 規制当局による遅滞ない回答を規定。
- **参加者等の同意**を得て、時間を区切って実証。

- 内閣官房に窓口を設け、一元的に計画を受け付け。
- 一元的窓口が、**事業者に伴走して支援**。
- 実証により弊害なくできる旨のデータを取得し、規制改革につなげられる仕組み。

※「新事業特例制度」や「グレーゾーン解消制度」では、

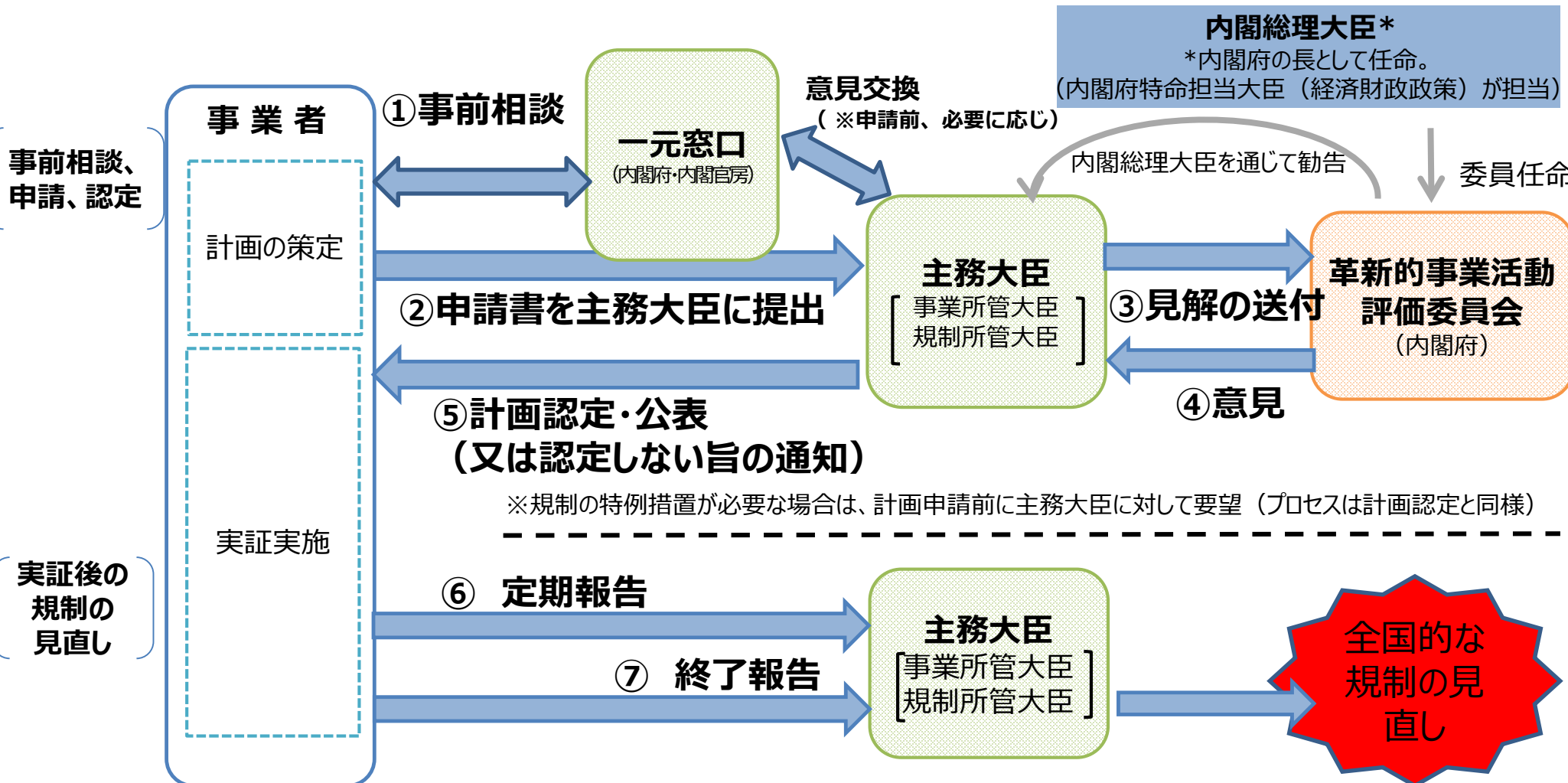
- 規制当局の判断の根拠が必ずしも示されない。 ← 今回の法改正で措置。
- 規制当局と規制の適用について議論する仕組みがない。

3. 各規制改革スキームの関係



4. プロジェクト型「規制のサンドボックス」(新技術等実証制度) <制度概要>

- AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術の実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制制度の見直しに繋げる制度。



5. プロジェクト型「規制のサンドボックス」(新技術等実証制度) <申請概要>

申請の流れ

①事業者は、一元的窓口にご相談、申請書の記載を調整し、事業所管大臣に正式申請。

<申請書記載事項>

- 実証内容 : 革新的な技術又は手法等 (例: AIを使った●という事業)
- 参加者等の範囲と同意の取得方法 (例: サービスの利用者等)
- 実証の期間・場所 (例: 期間3か月 場所: ●市の●の範囲、インターネット空間上等)
- 実証に関する規制法令 (なるべく条項を特定)
- 実証に必要な規制の特例措置の内容 (特例措置を受け実証を行う場合)
- 実証を適切に実施するための措置 (例: 関係者以外が立ち入らないようにフェンスを設ける、補助員を配置する等)

②主務大臣は申請書を受領後、1ヶ月以内に革新的事業活動評価委員会に見解を送付し、同委員会の意見を受領後1ヶ月以内に認定の可否を通知。

③実証期間中、事業者は定期的に状況を主務大臣に報告。実証期間終了後は、規制所管大臣が実証結果に基づき規制の見直しを検討。